

台風時における生徒の登下校について

1 暴風警報が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。

イ 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、生徒は登校しなくてよい。

(2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

授業は中止されるので、生徒は指示に従い、安全を確認して速やかに下校する。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

2 特別警報が発表された場合

(1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

ア 登校しない。

イ 特別警報がその日のうちに解除された場合も、登校しない。

ウ 特別警報解除後の授業の開始については、学校から生徒に伝える。

上記ウの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

(2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。

イ 学校に留め置いた場合、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象状況を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する。

注1 阿久比町、東海市、知多市、半田市、常滑市、東浦町のいずれかに暴風警報又は特別警報が発表されている場合、全ての生徒が上記の対応をする。

注2 阿久比町、東海市、知多市、半田市、常滑市、東浦町には暴風警報又は特別警報が発表されていないが、自分の居住している市町に特別警報又は暴風警報が発表されている場合、当該の生徒は上記に準じた対応をする。